

特区の動きについて

特区担当（本部事務局）

【国家戦略特区の最近の動き】

平成 29 年 12 月 13 日に「国家戦略特別区域会議」が開催され、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）と養父市について、区域計画に追加される規制改革事項等が取りまとめられ、平成 29 年 12 月 15 日付けで内閣総理大臣から認定を受けた。

【「関西圏 国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項】

■国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（旅館業法の特例）

大阪府柏原市の実施区域を市街化区域のうち「ホテル・旅館の建築が可能な地域」から「工業専用地域を除く全地域」に変更する。

■公立国際教育学校等管理事業（公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例）

我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うため、大阪市立水都国際中学校及び大阪市立水都国際高等学校の管理を民間事業者へ委託する。【平成 31 年 4 月より開始】

■特区医療機器薬事戦略相談の実施

京都大学医学部附属病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

■革新的な医薬品の開発迅速化

大阪大学医学部附属病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

【「養父市 国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項】

■国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（道路運送法の特例）

兵庫県養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で今後設立するNPO法人である養父市マイカー運送ネットワークが、養父市大屋地域及び関宮地域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。

【平成 30 年 5 月を目途に実施】